# 覚書

\_\_\_\_\_(以下「甲」という。)と株式会社ピーバンドットコム(以下「乙」という。) は、乙が甲の注文に基づき受託する「基板現物から復元サービス」に関し、以下のとおり合意します。

#### 第1条 (サービスの内容)

本覚書の対象となる乙が甲に提供する「基板現物から復元サービス」(以下「本サービス」という。)とは、甲が乙に提供するプリント配線板、プリント回路板その他これらを製作するために必要となる資料(電磁的記録を含む。)(以下、全てを総称して「復元対象資料」という。)を基に、新たに、プリント配線板を製作するサービスをいいます。

## 第2条 (甲の乙に対する表明保証)

甲は、乙に対し、本サービスを受けるために甲が乙に提供する復元対象資料が、甲において正当に有することのできる現物ないし資料であり、第三者が保有する権利ないし法的保護を受ける対象(客体)ではないことを表明し、保証します。

### 第3条 (履行の中断等)

1. 乙は、次の場合には、当該事由が解消するまでの間、本サービスの履行を中断することができるものとします。

本サービスのために乙が甲から提供を受けた復元対象資料が、第三者の保有する権利 ないし法的保護を受ける対象である疑いがある場合

- 2. 乙は、前項により甲に損害が発生しても、当該損害につき何らの責任も負わないものとします。
- 3. 乙の請求にもかかわらず、甲が、合理的資料をもって第 1 項規定の事由がないことを説明しない場合、乙は、甲との間の本サービスに係る契約を解除することができるものとします。
- 4. 前項により乙が本サービスに係る契約を解除した場合でも、乙は、甲に対し、本サービスのために甲から支払われた報酬その他の金員を返還しないものとします。

### 第4条 (第三者によるクレーム等への対応)

- 1. 本サービスにより第三者の権利が侵害されたとして、乙が当該第三者から何らかのクレーム又は法的請求を受けた場合、甲は、自己の責任と費用をもって、当該第三者による乙に対する請求に対応します。なお、甲による当該第三者への対応について、乙は甲に対し何らかの代理権を付与するものではなく、甲と当該第三者との協議について、乙は何らの責任を負わないものとします。
- 2. 甲は、乙に対し、前項に規定する場合に乙に発生する費用の一切(弁護士費用、賠償費用を含みます。)を補償します。

以上の合意の証として、本覚書を 2 通作成し、甲・乙各自が署名捺印の上、各 1 通を保有します。

(西暦) 年 月 日

(T) 東京都千代田区五番町 14 五番町光ビル 4F 株式会社 ピーバンドットコム代表取締役 田坂 正樹